

○宮崎大学教育学部「教職実践演習」運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、授業「教職実践演習」の円滑な実施を図るため、宮崎大学教育学部「教職実践演習」運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 「教職実践演習」の運営に関すること。
- (2) 「教職実践演習」の条件整備に関すること。
- (3) 「教職実践演習」の成績評定に関すること。
- (4) 履修カルテの管理に関すること。
- (5) その他「教職実践演習」に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会から選出された教授 1 人
- (2) 各教育担当組織（国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、学校教育、教育臨床心理（心理）、教育臨床心理（特別支援））から選出された教員各 1 人（計 13 人）
- (3) 教務委員会より委員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 号及び第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(代理出席)

第 7 条 第 3 条第 2 号及び第 3 号委員に事故あるときは、代理の者の出席を認める。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則  
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。